

平成30年第1回墨田区議会定例会提出予定案件（追加）

条例

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 4 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

人事

- 1 墨田区監査委員選任の同意について

平成30年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要（追加）

<条例>

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

旅館業法の一部改正（29.12.15 公布、30.6.15 一部施行）により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、次のとおり当該旅館・ホテル営業に係る許可申請手数料を定める。

1 件につき 30,600円

(2) 施行期日等

本年6月15日

旅館・ホテル営業に係る許可の申請に対する審査は、施行日前においても行うことができることとする。

2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

国における退職手当の支給水準の引下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、退職手当の見直し等を行う。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正（30.1.31 公布、30.4.1 施行）等に伴い、低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、所要の改正をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

4 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

旅館業法の一部改正（29.12.15 公布、30.6.15 一部施行）及び旅館業法施行令の一部改正（30.1.31 公布、30.6.15 施行）により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されること等に伴い、当該旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、所要の改正をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

